

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続き開始の公示
（建築のためのサービス、その他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る特定及び契約締結は、当該業務に係る令和2年度第3次補正予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和3年1月12日

独立行政法人国立高等専門学校機構

新居浜工業高等専門学校

契約担当役 事務部長 三戸 毅啓



1 業務概要

- (1) 業務名 新居浜工業高専学生寄宿舎向陽寮改修設計業務
- (2) 業務内容 学生寄宿舎向陽寮（鉄筋コンクリート造地上4階建、延べ面積2296㎡）の全面改修に伴う建築及び設備の実設計業務
- (3) 履行期限 令和3年3月31日
- (4) 本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

- ① 記3（4）の提出期限において、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について、平成31、32年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 参加表明書の提出期間の最終日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省又は独立行政法人国立高等専門学校機構から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 経営状況が健全であること。
- ④ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者

又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注設計・コンサルティング業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- ⑥ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ⑦ 一級建築士の資格を有する管理技術者を当該業務に配置できること。
- ⑧ 平成17年度以降に、元請として設計完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造地上3階建て以上かつ延べ面積1,800㎡以上の建物の改修工事に係る実施設計の実績を有すること。
- ⑨ 主業務が設計業務であること。
- ⑩ 誓約書の提出が可能であること。

(2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- ① 担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

- ① 担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- ③ 業務の実施方針
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性
- ④ 課題についての提案
コストの低減を目指したうえでの、建物の美観及び環境に配慮した設計の基本方針及び技術的手法に関すること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒792-8580 愛媛県新居浜市八雲町7番1号
新居浜工業高等専門学校総務課
電話 0897-37-7719

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和3年1月12日（火）から令和3年2月8日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで。

上記（１）に同じ。

（３）参加表明書の提出期限、場所及び方法

令和３年１月２５日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の８時３０分から１７時００分まで。

上記（１）に同じ。

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期限内必着。）すること。

（４）技術提案書の提出期限、場所及び方法

令和３年２月９日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の８時３０分から１７時００分まで。

上記（１）に同じ。

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期限内必着。）すること。

４ その他

- （１） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （２） 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。)
- （３） 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とする。
- （４） 手続における交渉の有無 無
- （５） 契約書作成の要否 要
- （６） 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- （７） 関連情報を入手するための照会窓口 記３（１）に同じ
- （８） 記２（１）①に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も記３（３）により参加表明書を提出することができるが、記３（４）の提出期限日において、当該資格を満たしていなければならない。
- （９） 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページ

ジで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、契約の締結を行うこと。

なお、契約の締結をもって同意されたものとする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 当機構に提供する情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(10) 詳細は説明書による。